

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、そ
の翌日)

目次

- ◇告示 字の区域の新設等
字の区域の変更
土地改良法による換地処分

告示

鳥取県告示第三百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに
名画す
称す

同上の区域(昭和四十九年十二月十三日現在の地番による。)

田住字水田

田住字亀尻九七九の一部、九八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字流田一〇〇四の一部、一〇〇五の一部、一〇〇六の一部、一〇〇六の三の一部、一〇一一の一部、一〇一二の一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字水田二九の一部、三〇から三二まで、三三の一部、三四の一部、四〇の一部、四一の一部、四二、四三、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字町ヶ坪四五から四八までの一部、四九、五〇の二から五二の二までの一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地

田住字石田尻

田住字長通シ八四八の二の一部、八四八の二の一部、八五二の一部、八五三の二の一部、八五三の三の一部、八五四の一部、八五五の二の一部、八五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字中川八四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字溝狭九六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字亀尻九七三の一部、九七四の一部、九七六から九七九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字石田尻一の一部、一から四まで、五の一部、六の一部、七、八、九の一部、一〇の一部、一一、一二、一三の一部、一四の一部、一六の一部、一七、一七の一及びこれらと一体をなす国有地、市山字カノ縄一八の二から二二の二まで、二二の二の一部、二二の二

<p>市山字長通シ</p>	<p>田住字カン繩</p>	
<p>田住字前田八〇六の一部、八〇七の一部、八〇八から八一二までの一部、八一六の一部、八一七の一部、八一九の一部、八二〇の一部、八二三の一部、八二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字中川八三八から八四〇までの一部、八四七の二の一部、八四七の二の一部、八四七の三及びこれらと一体をなす国有地、田住字長通シ八四八の二の一部、八四八の二の一部、八四九から八五二まで、八五二の一部、八五三の一、八五三の二の一部、八五三の三の一部、八五四から八五五の二までの一部、八五六の二から八五六の三まで、八五七の一部、八五八、</p>	<p>田住字中川八四四の二の一部、八四五の一部、八四六の二の一部、八四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字カン繩二二の二の一部、二二の三の一部、二二の二、二二の三、二二の四から二八まで及びこれらと一体をなす国有地、市山字水田二九の一部、三三の一部、三四の一部及び四四の一部、市山字町ヶ坪四五から四八までの一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字一本木五四から五七までの一部、五八から六〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに市山字町田六五の二の一部、六六の一部及び六七の二の一部</p>	<p>三の一部、二三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字水田三四の一部、三五から三九の二まで、四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>市山字オノ前下</p>	
<p>同上の区域(昭和四十九年十二月十三日現在の地番による。) 天萬字正境のうち一から二の二まで、三の一、三の四、三の五、四の三から四の五まで、四の八の一部、四の九の一部、四の一二、九の一の一部、一〇の一の一部、一から一三までの一部、一四の一の一部、一五及びこれら</p>	<p>田住字前田八〇四の二から八〇五の二まで、八〇六の一部、八〇七の二の一部、八〇七の二、八〇七の三、八〇八から八一二までの一部、八一二から八一五まで、八一六の一部、八一七の一部、八一八、八一九の二の一部、八一九の二、八二〇の一部、八二一、八二二、八二三の一部、八二四、八二五の二、八二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字中川八二六の二の一部、八二六の二の一部、八二七の一部、八二八の一部、八三八の一部、八三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字中川一三八の一部、一四〇の一部、一四五の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字オノ前一七一から一七三までの一部、一七六の二の一部、一七六の二の一部、一七九の二の一部、一七九の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>八五九から八六三の二までの一部、八六三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字表屋敷八八三の二の一部及び八八四</p>

<p>天萬字 正境</p>	<p>と一体をなす国有地以外の区域、天萬字渡上り一六の一の一部及び二二の二の一部、諸木字上大田四〇一の一の一部、四〇二から四〇五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字五反田通四二三の一の一部、四二三の二の一部、四二六の一部、四二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字奉賀橋四三九の五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに宮前字面添一二五の一部、一二六の一部、一二七、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天萬字 渡上り</p>	<p>天萬字渡上りのうち一六の二及び二二の二以外の区域</p>
<p>天萬字 星川田</p>	<p>天萬字星川田の全域、天萬字正境四の八の一部、四の九の一部、四の一二、九の一の一部、一〇の一の一部、一一から一三までの一部、一四の一の一部、一五及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字渡上り一六の一の一部及び二二の二の一部</p>
<p>天萬字 川向</p>	<p>天萬字川向のうち三七の一、三八の一、三九の一、四〇、四一及びこれらと一体をなす国有地並びに三九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>天萬字 坂中井手端</p>	<p>天萬字坂中井手端のうち四二の一部、四三の一の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字正境一の一から二の二まで、三の一、三の四、三の五及び四の三から四の五まで、天萬字松ヶ前四八の一の一部、四八の二、四八の三及びこれらと一体をなす国有地、</p>
<p>天萬字 坂中井手端</p>	<p>天萬字漆ヶ坪九六の一、九七、九八、九九の一の一部、九九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九五及び九六の一と一体をなす国有地の一部、諸木字奉賀橋四三八の一部、四三九の三の一部、四四〇の一の一部、四四〇の四、四四一の一の一部、四四一の二の一部、四四一の四の一部、四四一の五、四四二の二から四四二の四までの一部、四五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに諸木字下モ田四五四の一部、四五五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天萬字 松ヶ前</p>	<p>天萬字松ヶ前のうち四八の一の一部、四八の二、四八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、天萬字川向三七の一、三八の二、三九の一、四〇、四一及びこれらと一体をなす国有地並びに三九と一体をなす国有地の一部並びに天萬字坂中井手端四二の一部、四三の一の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天萬字 漆ヶ坪</p>	<p>天萬字漆ヶ坪のうち九六の一、九七、九八、九九の一、九九の二、一〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九五及び九六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>諸木字 清水通</p>	<p>諸木字清水通のうち九五の一部、九七から九九までの一及びこれらと一体をなす国有地並びに九六と一体をなす国有地の一部以外の区域、諸木字オリ口一〇〇から一〇三の二まで、一〇四から一〇六までの一部、一〇八の一部、一〇九、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体を</p>

諸木字清水通	<p>なす国有地、諸木字カアノメ一五五の一部、一五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字砂田三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字屋間場一〇八四の一部、一〇八四の二の一部、一〇八五から一〇八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字下五反田四九六の三、四九七の二の一部、四九七の二の一部、四九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字オリ口	<p>諸木字オリ口のうち一〇〇から一〇三の二まで、一〇四から一〇六までの一部、一〇八の一部、一〇九、一一〇の一部、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字上澤一一二の一、一一四、一一五、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字下澤一四、一四の二、一四五の二、一五〇の一部、一五一及び一五二並びに諸木字カアノメ一五三、一五四、一五五から一五九までの一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字上澤	<p>諸木字上澤のうち一一二の一、一一四、一一五、一一六の一、一二〇の四、一二〇の五、一二一の一、一二一の三、一二二から一三二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
諸木字下澤	<p>諸木字下澤のうち二三三の一部、一四四の一部、一四五の一部、一五〇の一部、一五一、一五二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字上澤一一六の二の一部、</p>
諸木字下澤	<p>一一二〇の四、一一二〇の五、一一二一の一、一一二一の三、一一二二から一三二まで及びこれらと一体をなす国有地、諸木字カアノメ一五八の二の一部、一五九の一部、一六〇、一六一、一六二の二の一部、一七一の二、一七二、一七三の一部、一七四の一部、一七五、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに諸木字山牧二〇一の二の一部、二〇二の一部、二〇三の一部、二〇四の二の一部、二〇四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字亀尻り	<p>諸木字亀尻りのうち一八〇の二の一部、一八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字カアノメ一六二から一六五までの一部、一六七から一六九まで、一七〇の一部、一七一の一部、一七三の一部、一七四の一部、一七六の一部、一七七及びこれらと一体をなす国有地、諸木字山牧二〇〇の二、二〇一の二の一部、二二三の三の一部、二二四の一及びこれらと一体をなす国有地、諸木字前田三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに諸木字向免三四二の一部、三四三の一部、三四八の一部、三四九、三五〇、三五一の一部、三五七の一部及び三五八から三六〇までの一部</p>
諸木字山牧	<p>諸木字山牧のうち二〇〇の二、二〇一の二の一部、二〇二の二の一部、二〇三の二の一部、二〇四の二の一部、二〇四の六の一部、二二三の三の一部、二二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに諸木字下澤一三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

諸木字前田	<p>諸木字前田のうち三四一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、諸木字亀尻り一八〇の一部、一八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字向免三四三の一部、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字奉賀橋四四八の一部、四四九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに諸木字下モ田四五八の二から四五八の四までの一部、四五八の六の一部、四五九の一部、四五九の二の一部、四六〇の一部、四六一の一部、四七一の一部、四七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字砂田	<p>諸木字砂田のうち三七一の一部、三八八から三九一までの一部、三九二から三九五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字カアノメ一五六の一部、一五七の一部、一五八の二の一部、一六二から一六五までの一部、一六六、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字向免三五五から三六〇までの一部及び三六一、田住字昼間場一〇七一の二の一部、一〇七二の二、一〇七二の一部、一〇七三、一〇七四から一〇七八までの一部、一〇七九から一〇八一まで、一〇八二の二の一部、一〇八三の一部、一〇八四の二の一部、一〇八四の三の一部、一〇八六から一〇八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮前字番町面九九から一〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字上大田のうち三九七の一部、三九八から四〇八まで	

諸木字上大田	<p>で、四〇九から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字向免三五三の一部、三五四、三五五から三五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字砂田三八八の一部、三九〇の一部、三九一の一部、三九二、三九三の一部、三九四、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに諸木字五反田通四一五から四一七までの一部、四一九の一部、四二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字五反田通	<p>諸木字五反田通のうち四一五から四一七まで、四一八の一部、四一九、四二〇の一部、四二一の一部、四二二の二の一部、四二二、四二三の二の一部、四二三の三、四二四の一部、四二六から四二八までの一部、四二九、四三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに諸木字奉賀橋四三四の一部、四三五の二の一部、四三六から四三八までの一部、四三九の二、四三九の三の一部、四三九の四、四三九の五の一部、四四〇の二、四四〇の三、四四一の二の一部、四四一の三、四四一の四の一部、四四二の二の一部、四四二の三の一部、四四三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>諸木字奉賀橋のうち四三三の一部、四三四の一部、四三五の二の一部、四三六から四四六の四まで、四四七の一部、四四八の一部、四四九の二から四五三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字向免三四二の一部、三</p>	

諸木字奉賀橋	<p>四三の一部、三四四、三四五の一部、三四六、三四七、三四八の一部、三五一の一部、三五二、三五三の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに諸木字五反田通四一五から四二〇までの一部、四二八の一部、四二九、四三〇及びこれらと一体をなす国有地</p>
諸木字下モ田	<p>諸木字下モ田のうち四五四の一部、四五五の一部、四五八の二から四五八の四までの一部、四五八の六の一部、四五九の二の一部、四五九の二の一部、四六〇の一部、四六一の一部、四七一の一部、四七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字奉賀橋四三三の一部、四三四の一部、四三六の一部、四三七の一部、四四〇の一部、四四一の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四二の二の一部、四四二の四の一部、四四三の二、四四三の三、四四三の四、四四四の二から四四六の四まで、四四七の一部、四四八の一部、四四九の二の一部、四四九の三、四四九の三、四五〇の二から四五二の二まで、四五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字漆ヶ坪九九の二の一部及び一〇一の二</p>
宮前字菘本木	<p>宮前字菘本木のうち一、二、三の二、三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
	<p>宮前字伏拝のうち一三の一部、一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮前字菘本木一の一部、二の一部、三の一部、三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
宮前字伏拝	<p>地、宮前字前河原三〇の一部、三二の一部、三三の一部及び三六の二の一部、市山字町ヶ坪五二の一部、五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字一本木五四から五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
宮前字前河原	<p>宮前字前河原のうち一七から一九までの一部、三〇の一部、三一の一部、三二の二、三六の二の一部、三八の二の一部、四〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮前字伏拝一三の一部、一四及びこれらと一体をなす国有地、宮前字仲河原五一の一部、田住字流田一〇二八の一部、一〇二九の二の一部、一〇二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに市山字町ヶ坪五〇の二から五二の二までの一部、五一の三から五一の五まで、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
宮前字仲河原	<p>宮前字仲河原のうち四八の一部、五一の一部、五六の二の一部、五七の二の一部、五八の二から五九の二まで、六〇の二の一部、六〇の二、六一の二の一部、六一の二から六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮前字前河原一七から一九までの一部、三八の二の一部、四〇の二及びこれらと一体をなす国有地、宮前字杉ノ前六二の二、六二の三の一部、六二の八の一部、六二の九の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字流田一〇二九の二の一部、一〇三一の一部、一〇三四及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字砂田一〇三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>宮前字杉ノ前</p>	<p>宮前字杉ノ前のうち六二の二、六二の三の一部、六二の八の一部、六二の九の一部、六三の一部、六八の二、六九の一部、七一、七二の一部、七三、七四、七五の一部、七六の一部、七七から八一まで、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮前字仲河原四八の一部、六一の一部、六一の二から六一の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに宮前字三反田八八の一部、八九の一部、八九の二の一部、八九の三、九二から九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宮前字大町面</p>	<p>宮前字大町面のうち二〇二の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字砂田三八九の一部、三九〇の一部、三九三の一部、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字上大田三九七の一部、三九八、三九九、四〇〇の一部、四一〇から四一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、宮前字杉ノ前六三の一部、六八の二、六九の二の一部、七一、七二の一部、七三の二、七三の一部、七五の一部、七六の一部、七七から八一まで、八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮前字三反田九三から九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮前字番町面一〇〇の一部、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宮前字面添</p>	<p>宮前字面添のうち一二五の一部、一二六の一部、一二七、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字上大田四〇〇の一部、四〇一の一部、四〇一の二、四〇二から四〇五までの一部、四〇六から四〇八まで、四〇九の一部、四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、諸木字五反田通四二〇の一部、四二一の一部、四二一の二の一部、四二二、四二三の一部、四二三の二の一部、四二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮前字大町面一一三の一部、一一四の一部、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宮前字四反畑</p>	<p>宮前字四反畑のうち三三五の一部及び三三五の二の一部以外の区域</p>
<p>宮前字河原</p>	<p>宮前字河原のうち四七三の二の一部並びに四七三の一及び四七三の二と一体をなす国有地以外の区域、宮前字四反畑三三五の一部及び三三五の二の一部、宮前字鍛冶屋ケ市四七四の二、四八八の三、四八九の五、四八九の六、四九〇の四、四九一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに浅井字下河原三一三の一、三一四の一、三一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>宮前字鍛冶屋ケ市</p>	<p>宮前字鍛冶屋ケ市のうち四七四の二、四八八の三、四八九の五、四八九の六、四九〇の四、四九一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四七九及び四八〇と一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>浅井字上河原</p>	<p>浅井字上河原のうち二七四の二の一部、二七五の二の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに浅井字松尾三三九の二の一部、三三九の二、三四〇から三四七まで、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>浅井字下河原</p>	<p>浅井字下河原のうち二九九の二、三〇二の一、三〇三の二、三〇四の一部、三〇八の二の一部、三一一の二、三一一の二、三二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮前字河原四七三の二の一部並びに四七三の一及び四七三の二と一体をなす国有地の一部、宮前字鍛冶屋ケ市四七九及び四八〇と一体をなす国有地の一部並びに浅井字松尾三二六の二の一部、三三〇の二の一部、三三一の一部、三三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>浅井字松尾</p>	<p>浅井字松尾のうち三二六の二の一部、三三〇の二の一部、三三一の二の一部、三三二の二の一部、三三九の二の一部、三三九の二、三四〇から三四七まで、三四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、浅井字上河原二七四の二の一部、二七五の二の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浅井字下河原二九九の二、三〇二の二、三〇三の二の一部、三〇四の二、三〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田住字滝谷のうち一三六の二の一部及びこれと一体をなす</p>	<p>田住字滝谷のうち一三六の二の一部及びこれと一体をなす</p>

<p>田住字滝谷</p>	<p>す国有地並びに一三七の一、一三七の二及び一三八と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに田住字荒神平二六一の一部及び二六三の三並びに二六一及び二六二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>田住字机田</p>	<p>田住字机田の全域、田住字滝谷一三六の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三七の一、一三七の二及び一三八と一体をなす国有地の一部、田住字荒神平二五九、二六〇の二、二六〇の二、二六一の一部、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二、二六七の一、二六七の二及び二七一と一体をなす国有地の一部、田住字扇田六一四の二の一部、六一五の一部、六一九の二から六一九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、田住字毛子田六二〇の二から六二二の二まで、六二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字荻山六四七の一部、六四八の二の一部、六四九の二の一部、六五〇から六五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田住字荒神平</p>	<p>田住字荒神平のうち二五九、二六〇の二、二六〇の二、二六一、二六三の三、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六二、二六七の一、二六七の二及び二七一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>田住字下五反田のうち四九六の三、四九七の二の一部、四九七の二の一部、四九八の二の一部、五〇一から五〇三までの一部、五一一の一部、五二二の一部、五二三の一部</p>	<p>田住字下五反田のうち四九六の三、四九七の二の一部、四九七の二の一部、四九八の二の一部、五〇一から五〇三までの一部、五一一の一部、五二二の一部、五二三の一部</p>

<p>田住字下五反田</p>	<p>一部、五二三の二、五二四から五二八まで、五二九の一部、五二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、諸木字清水通九五の一部、九七から九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六と一体をなす国有地の一部、田住字北砂田一〇五四の一部、一〇五五、一〇五六の二、一〇五六の二、一〇五七の一部、一〇五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字昼間場一〇八四の二から一〇八四の四までの一部、一〇八四の六、一〇八五の一部、一〇八五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田住字三反田</p>	<p>田住字三反田のうち六〇四の二の一部、六〇五の一部、六〇六の二の一部、六〇六の三の一部、六〇六の四の一部、六〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>田住字塔谷</p>	<p>田住字塔谷のうち四一五、四一八及び四一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>田住字扇田</p>	<p>田住字扇田のうち六〇八の一部、六一三の一部、六一四の二の一部、六一五の一部、六一九の二から六一九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、田住字塔谷四一五、四一八及び四一九の二と一体をなす国有地の一部並びに田住字三反田六〇六の二の一部、六〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>田住字苜山のうち六四七の一部、六四八の二の一部、六</p>	
<p>田住字苜山</p>	<p>四九の二の一部、六五〇から六五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、田住字三反田六〇四の二の一部、六〇五の一部、六〇六の二の一部、六〇六の三の一部、六〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字扇田六〇八の一部、六一三の一部、六一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字毛子田六二三の一部、六二四から六二七の二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田住字表屋敷</p>	<p>田住字表屋敷のうち八八三の一、八八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>田住字合平</p>	<p>田住字合平の全域、田住字長通シ八五五の二の一部、八五七の一部、八五九から八六三の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字表屋敷八八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字溝狭九六三の二の一部、九六三の三の一部、九六五の一部、九六六の一部、九六七の二の一部、九六七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字石田尻一の一部、五の一部、六の一部、九の一部、一〇の一部、一三の一部、一四の一部、一五、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田住字溝狭のうち九六三の二の一部、九六三の三の一部、九六五の一部、九六六の一部、九六七の二の一部、九六七の三の一部、九七〇の二、九七〇の五</p>	

<p>田住字溝狭</p>	<p>から九七〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九六三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに田住字亀尻り九七一の一部、九七二、九七三の一部、九七四の一部、九七五の一、九七五の二、九七六から九七九までの一部、九八二の一部、九八三の一部、九八四の一部、九八五、九八六の一部及び九八七の一部</p>
<p>田住字上五反田</p>	<p>田住字上五反田のうち一〇〇一の一部、一〇〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、田住字下五反田五〇一から五〇三までの一部、五二二の一部、五二二の一部、五二三の一部、五二三の二、五二四から五二八まで、五二九の一部、五三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字溝狭九七〇の一部、九七〇の二、九七〇の五から九七〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、田住字亀尻り九七一の一部、九八一の二の一部、九八二の二の一部、九八三の一部、九八三の二、九八四の一部、九八六の一部、九八六の二、九八七の一部、九八七の二及びこれらと一体をなす国有地、田住字砂田一〇四一から一〇四五までの一部、一〇四六、一〇四七の一部、一〇四八の一部、一〇四九の一部、一〇五〇の一部、一〇五一、一〇五二及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字北砂田一〇五三、一〇五四の一部、一〇五八の一部、一〇五九の一部、一〇六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田住字流田のうち一〇〇四の二の一部、一〇〇五の二の一部</p>	<p>田住字流田</p> <p>一部、一〇〇六の二の一部、一〇〇六の三の一部、一〇〇一の一部、一〇〇二の一部、一〇〇二八の一部、一〇〇二九の一部、一〇〇二九の二の一部、一〇〇三一の一部、一〇〇三三、一〇〇三四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、田住字亀尻り九七九の一部、九八〇の一部、九八一の一、九八一の二の一部、九八二の二の一部、九八二の二の一部、九八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、田住字上五反田一〇〇一の一部、一〇〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字砂田一〇三五の二の一部、一〇三六の二の一部、一〇三七の二の一部、一〇三七の三の一部、一〇四〇の二の一部、一〇四〇の二、一〇四〇の三、一〇四一の二の一部、一〇四二の一部、一〇四七の一部、一〇四八の一部、一〇四九の一部、一〇四九の二、一〇五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>田住字砂田のうち一〇三五の二の一部、一〇三六の二の一部、一〇三七の二の一部、一〇三七の三の一部、一〇四〇の二の一部、一〇四〇の三、一〇四一の一部、一〇四二、一〇四三から一〇四五までの一部、一〇四六から一〇五二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、田住字北砂田一〇五七の一部、一〇五八の一部、一〇五九の二の一部、一〇五九の二から一〇五九の四まで、一〇六〇の一部、一〇六一の一から一〇七〇まで及びこれらと一体をなす国有地、田住字昼間場一〇七一の二の一部、一〇七二の一部、一〇七四から一〇七八までの一部、一〇</p>

<p>市山字下河原</p>	<p>市山字町田</p>	
<p>市山字下河原のうち九五、九六、九七の一、九八の一、一〇二の三、一〇二の五、一〇二の六、一〇三の一、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>市山字町田のうち六一の一部、六三から六四の八までの一部、六五の一の一部、六六の一部、六七の一の一部、七八の一部及び九四の一部並びに六一、六三から六四の八まで、八六の三、八八、九一、九三及び九四と一体をなす国有地の一部以外の区域、市山字一本木六〇と一体をなす国有地の一部、市山字下河原九五の一部、九六、九七の一部、九八の一、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮前字杵本木一の一の一部、二の一部、三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>八二の一、一〇八二の二の一部、一〇八三の一部、一〇八四の二から一〇八四の四までの一部、一〇八四の五及びこれらと一体をなす国有地、宮前字仲河原四八の一部、五六の二の一部、五七の一の一部、五八の一から五九の二まで、六〇の一の一部、六〇の二、六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮前字三反田八八の一部、八九の一の一部、八九の二の一部、九〇、九一、九二から九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、宮前字溝狭の全域、宮前字番町面九八、九九の一部、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮前字大町面一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>市山字才ノ前のうち一七一から一七三までの一部、一七</p>	<p>市山字中川</p> <p>市山字中川のうち一三八の一部、一四〇の一部、一四五の一部、一四六の一部、一四八の二の一部、一四九の二から一四九の三までの一部、一四九の四、一五〇、一五一、一五三の一部、一六一の一、一六二の二の一部、一六三の一部、一六四、一六五、一六六の一の一部、一六六の二及び一六七から一六九の二まで並びに一三八、一四〇、一四五、一四六、一四八の二、一四九の三、一四九の四、一五〇、一五一、一五三、一六二の二及び一六三から一六九の二までと一体をなす国有地の一部以外の区域、市山字町田六一の一部、六三から六四の八までの一部、八八の一部及び九四の一部並びに六一、六三から六四の八まで、八六の三、八八、九一、九三及び九四と一体をなす国有地の一部、市山字下河原九五の一部、九七の一の一部、一〇二の三、一〇二の五、一〇三の一、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字早稲田河原二九〇の一の一部並びに田住字中川八二六の一の一部、八二七の一部、八二八の一部、八二九から八三七まで、八三八の一部、八四〇の一部、八四一から八四四の一まで、八四四の二の一部、八四五の一部、八四六の二の一部、八四六の二、八四七の一の一部、八四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二六の一と一体をなす国有地の一部</p>	

	<p>市山字家ノ前</p>	<p>市山字才ノ前</p>
<p>市山字才ノ前上のうち二六三の一の一部、二六三の二の一部、二六五の一部、二六九の一部、二七〇の二の一部、二七一の二の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、市山字中川一六一の一、市山字家ノ前</p>	<p>市山字家ノ前のうち二五七の三の一部、二五七の四の一部及び二五九の一部並びに二五九及び二六〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに市山字早稲田河原二八二の二の一部並びに二七六の二及び二八二の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>六の一の一部、一七六の二の一部、一七九の一の一部、一七九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、市山字中川一四八の二の一部、一四九の二から一四九の三までの一部、一四九の四、一五〇及び一五一並びに一四八の二、一四九の三、一四九の四、一五三の一部、一五〇及び一五一と一体をなす国有地の一部並びに一六二の二の一部、一六三の一部、一六四、一六五、一六六の一の一部、一六六の二、一六七から一六九の二まで及びこれらと一体をなす国有地、市山字才ノ前上二六三の一の一部、二六三の二の一部、二六五の一部、二六九の一部、二七〇の二の一部、二七一の二の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、市山字早稲田河原二九〇の一の一部、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに田住字中川八二六の一の一部、八二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>市山字松山河原</p> <p>市山字土手内のうち三〇三、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一の一部、三〇五の二、三〇六、三〇七、三〇八の</p>	<p>市山字松山河原のうち二九二の一、二九三、二九四の一及び二九六の一並びに二九二の一、二九三、二九四の一、二九六の一及び二九六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>市山字早稲田河原</p> <p>市山字才ノ前上</p> <p>二五九の一部並びに二五九及び二六〇の一と一体をなす国有地の一部並びに市山字早稲田河原二八三の二の一部、二八四の二から二八四の四まで、二八四の五の一部、二八四の六、二八四の七、二八五の一の一部、二八五の二、二八五の三、二八七の一、二八九の一、二八九の二、二九〇の一の一部、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>市山字早稲田河原のうち二八二の二の一部並びに二七六の二及び二八二の二と一体をなす国有地の一部並びに二八三の二の一部、二八四の二から二八四の四まで、二八四の五の一部、二八四の六、二八四の七、二八五の一の一部、二八五の二、二八五の三、二八五の四、二八七の一、二八九の一、二八九の二、二九〇の一の一部、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、市山字家ノ前二五七の三の一部及び二五七の四の一部、市山字松山河原二九二の一部、二九三及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字小原田三一一、三一一四、三三二の一及び三三二の五並びに三一一三から三一一六までと一体をなす国有地の一部</p>

市山字土手内	一部、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに市山字松山河原二九二の一の一部、二九四の一及び二九六の一並びに二九二の一、二九四の一、二九六の一及び二九六の三と一体をなす国有地の一部
市山字小原田	市山字小原田のうち三三三、三三四、三三二の一、三三二の一、三三三、三三四、三三五の一の一部、三三二の一及び三三二の五並びに三三三から三三六までと一体をなす国有地の一部以外の区域
市山字下屋敷	市山字下屋敷の全域、市山字小原田三二四の一部、市山字シャウジ三七五の一の一部並びに市山字荒神ノ前四〇一及び四〇二と一体をなす国有地の一部
市山字シャウジ	市山字シャウジのうち三七五の一の一部、三八九の一部、三九〇の一の一部、三九〇の二の一部、三九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、市山字土手内三〇三、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一の一部、三〇五の二、三〇六、三〇七、三〇八の一部、三〇九の二及びこれらと一体をなす国有地、市山字小原田三二二の一の一部、三二二の一部、三二三、三二四の一部及び三二五の一の一部並びに市山字荒神ノ前三九六の一の一部、三九七の一の一部、三九七の二の一部、三九八、四〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇〇の二及び四〇〇の五と一体をなす国有地の一部

市山字荒神ノ前	市山字荒神ノ前のうち三九六の一の一部、三九七の一の一部、三九七の二の一部、三九八、四〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇〇の二、四〇〇の五、四〇一及び四〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域、市山字下河原一〇二の六及びこれらと一体をなす国有地並びに市山字シャウジ三八九の一部、三九〇の一の一部、三九〇の二の一部、三九二の一及びこれらと一体をなす国有地
<p>鳥取県告示第三百八十一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第四工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十一年五月七日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<p>諸木字向免、諸木字カアノメ、宮前字三反田、宮前字番町面、宮前字溝狭、田住字昼間場、田住字長通シ、田住字北砂田、田住字前田、田住字亀尻り、田住字中川、田住字毛子田、市山字石田尻、市山字町ヶ坪、市山字一本木、市山字カン縄及び市山字水田</p> <p>廃止する字の名称</p>

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和四十九年十二月十三日現在の地番による。)
岩屋谷字赤子谷尻	岩屋谷字赤子谷尻のうち九三から九七まで並びに九三から九七まで、九九、一〇〇、一〇八の一及び一〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域
岩屋谷字三角田	岩屋谷字三角田のうち五〇一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに岩屋谷字中田五九三の一部、五九四の一部及びこれらと一体をなす国有地
岩屋谷字三角田上	岩屋谷字三角田上の全域、岩屋谷字赤子谷尻九三から九七まで並びに九三から九七まで、九九、一〇〇、一〇八の一及び一〇九と一体をなす国有地の一部岩屋谷字三角田五〇一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに坂長字西波打一四八八の二及びこれと一体をなす国有地
岩屋谷字中田	岩屋谷字中田のうち五九三の一部、五九四の一部、五九八から六〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩屋谷字ドウメン	岩屋谷字ドウメンのうち六一九から六二二までの一部並びに六一九及び六二一から六二三までと一体をなす国有地の一部以外の区域、岩屋谷字中田五九八から六〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、岩屋谷字ヲラコ田六三三の三の一部、並びに岩屋谷字四反田六四七の一部及び六四七と一体をなす国有地の一部

岩屋谷字ヲラコ田	岩屋谷字ヲラコ田のうち六三三の三の一部以外の区域、岩屋谷字ドウメン六二一の一部、六二二の一部及び六二一から六二三までと一体をなす国有地の一部並びに岩屋谷字四反田六四七の一部及び六四七と一体をなす国有地の一部
岩屋谷字四反田	岩屋谷字四反田のうち六四七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに岩屋谷字ドウメン六一九の一部、六二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
坂長字西波打	坂長字西波打のうち一四八八の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る会見地区第四工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年五月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】